

「来て ふくしま 住宅取得支援事業」に係るQ&A

福島県建築指導課

改正 令和8年4月1日

< 目 次 >

- | | | |
|--------------------|-------|------|
| 1. 補助対象に関する事 | ————— | 2ページ |
| 2. 市町村事業との関係性に関する事 | ————— | 4ページ |
| 3. その他 | ————— | 7ページ |

1. 補助対象に関すること

Q1-1 福島第一原子力発電所の事故等により、県外に避難している場合も対象となるか。

A1-1 届出避難場所証明書で県外へ避難していたことが確認できれば対象となります。（市町村事業の要綱で認めている場合）

Q1-2 転勤等で一時的に県外に居住していた場合は対象となるか。

A1-2 補助対象となる住宅を取得し、県外から県内への住民票の異動が伴えば対象となります。

ただし、当該補助を受けるため故意に住所変更を行った場合は対象となりません。

なお、補助を受けられるのは、補助対象者の属する世帯につき1回限りです。

Q1-3 単身者も対象となるか。

A1-3 対象となります。（市町村事業の要綱で認めている場合）

Q1-4 物件を探すために、県内のアパート等に一旦居住した後に住宅取得は対象となるか。

A1-4 市町村事業において転入者として認められる場合は対象となります。

Q1-5 親族間売買による住宅取得は対象となるか。

A1-5 契約書、支払いを証明する書類、登記事項証明書等により、適正な取引であることが確認できれば、対象となります。

Q1-6 過去に県内の住所を有していた者は対象となるか。

A1-6 今回、県外から県内への住民票の異動が確認できれば対象となります。（故意の住所変更は対象外；Q2と同じ）

ただし、市町村毎に、転入前に必要な県外在住期間が異なるため、該当市町村に御確認ください。

Q1-7 昭和56年以前に建設された木造以外（S造、RC造など）の建物は、耐震診断を行う必要があるか。

A1-7 相当期間、安心して居住できる住宅ストックである必要があるため、診断を行ってください。

Q1-8 賃貸住宅への入居は対象となるか。

A1-8 対象となりません。

Q1-9 県外からの移住予定者が、県内の住宅を取得し、県内在住の親族、配偶者等
と同居する場合は対象となるか。

A1-9 対象となります。

2. 市町村事業との関係性に関すること

Q2-1 ① 40歳未満であることや地域材の利用が要件であり、1件あたり100万円を補助する市町村事業があった場合、県の補助金はいくらになるか。

② 同様の事業で1件あたりの補助額が10万円である場合はいくらか。

③ // 1件あたりの補助額が5万円である場合はいくらか。

A2-1 ① 補助基本額80万円（上限）＋地域活性化要件加算額20万円（世帯要件及び地産地消要件の2つを設けている）＝100万円となります。

（県の補助基本額は市町村事業の補助金額と同額とし、上限を80万円とする）

市町村費 (100万円)	補助基本額 (80万円)	地域活性化要件加算額 (20万円)
-----------------	-----------------	----------------------

② 補助基本額10万円＋地域活性化要件加算額10万円＝20万円となります。

※ 地域活性化要件が2つ設けられているが、地域活性化加算額の計は補助基本額以内であるため、20万円ではなく、10万円となります。

市町村費 (10万円)	補助基本額 (10万円)	地域活性化要件加算額 (10万円)
----------------	-----------------	----------------------

③ 補助基本額5万円のみとなります。（地域活性化加算額の計は補助基本額以内であるため、加算はなし。）

市町村費 (5万円)	補助基本額 (5万円)
---------------	----------------

Q2-3 地域活性化要件の具体例は。

A2-3 例えば、次の要件等が想定されます。

「ア 県外移住者の年齢や世帯構成に関する要件」

- ・ 40歳未満であること
- ・ 新婚世帯であること
- ・ 小学生未満の子ども1人につき、〇万円を加算する 等

「イ 就業や雇用の促進に係る施策との連携に関する要件」

- ・ 新規就農者である場合、〇万円を加算する
- ・ 空き店舗活用家賃補助事業の補助対象者である場合、〇万円を加算する
- ・ 市（町村）の工業団地に誘致した企業等の従業員世帯である場合、〇万円を加算する等

「ウ 地産地消の推進及び地場産業の活性化に関する要件」

- ・ 市（町村）産材を一定量以上使用した住宅であること
- ・ 市（町村）内の業者が施工した住宅であること 等

「エ 脱炭素化や省エネルギー化に関する要件」

- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく、長期優良住宅の認定を受けた住宅であること
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく、低炭素建築物新築等認定計画の認定を受けた住宅であること
- ・ 第三者認定機関による、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）認定を受けた住宅であること 等

市町村事業において、基本要件又は加算要件として、上記ア～エの要件を付している場合、県事業の地域活性化要件の加算を受けられます。（ア～エの要件それぞれにつき1件のみ、合計3件まで）

Q2-4 市町村事業で定める定住期間が3年未満である場合、移住後の県への定住状況報告は何年間必要か。

また、市町村事業の定住期間が5年や10年である場合、この期間定住状況を報告する必要があるか。

A2-4 県事業の補助金交付要綱第11条に基づき、3年間報告してください。

Q2-5 市町村事業の予算を、県の補助金交付決定後に補正予算で確保する見込みだが、この場合、交付申請書に予算書の写しの添付は不要か？

A2-5 当該予算を確保する旨の確約書を添付してください。

3. その他

Q3-1 他の補助事業との併用は。

A3-1 併用については以下のとおりです。

1 併用できない事業

- (1) 福島県空き家対策総合支援事業（※1）
- (2) その他、他補助事業と併用できない旨の記載がある事業

（※1）除却・状況調査と本事業の併用は可能です。